

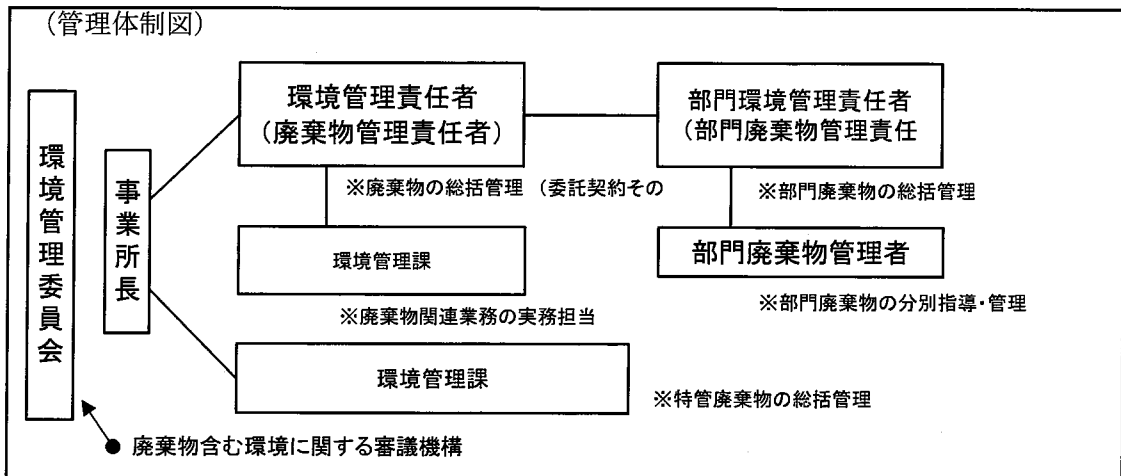
様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

<p>特別管理産業廃棄物処理計画書</p> <p style="text-align: right;">令和5年6月22日</p> <p>東京都知事 殿</p> <p style="text-align: right;">提出者 住 所 東京都中央区日本橋馬喰町1-7-6 氏 名 大日精化工業株式会社 東京製造事業所 事業所長 薄井 善裕 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 03-3899-1111</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	大日精化工業株式会社 東京製造事業所
事業場の所在地	〒123-8555 東京都足立区堀之内一丁目9番地4号 電話番号 03-3899-1111
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	化学工業
②事業の規模	製品製造額 19,900百万円（前年度実績）
③従業員数	441名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"> ・汚泥（金属等を含むもの） → 焼却 → 焼却灰 → 焼却灰を再生利用 ・廃油 → 焼却 → 焼却灰を再生利用 ・感染性廃棄物 → 焼却 → 埋立て ・廃PCB等 → 洗浄・分離・分解 → 破碎・焼却・焼成 → 一部再生利用

（日本産業規格 A列4番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度 (令和4年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	感染性廃棄物
	排出量	11.16 t	0.39 t
	廃油は生産量減に伴い例年の半分程度に減少 感染性廃棄物は例年並み		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	感染性廃棄物
	排出量	18.00 t	0.35 t
	廃油は生産量回復に伴い例年並みに回復 感染性廃棄物は横ばい		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <種類>・廃油、感染性廃棄物 <分別に関する取組> ・廃掃法に則った保管方法と看板を掲示している ・廃油に関しては、引火点70℃未満と70℃以上でドラムを区別
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・同上

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和4年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（金属等を含むもの）	廃PCB等		
排出量	182.85 t	0.17 t	- t	- t
汚泥は水処理装置の清掃に伴い一時的に増加したため 脱水後の汚泥に含まれる水分を一定期間放置して蒸発乾燥させている。 廃PCB等は廃棄完了				
【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（金属等を含むもの）	廃PCB等		
排出量	30.00 t	- t	- t	- t
汚泥は例年並みの数量に減少予定 廃PCB等は廃棄完了の為0				

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	感染性廃棄物
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	感染性廃棄物
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	感染性廃棄物
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	感染性廃棄物
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（金属等を含むもの）	廃PCB等		
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（金属等を含むもの）	廃PCB等		
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（金属等を含むもの）	廃PCB等		
自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（金属等を含むもの）	廃PCB等		
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	感染性廃棄物
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量 (これまでに実施した取組)	- t	- t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	感染性廃棄物
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量 (今後実施する予定の取組)	- t	- t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	感染性廃棄物
	全処理委託量	11.16 t	0.39 t
	優良認定処理業者への処理委託量	11.16 t	0.39 t
	再生利用業者への処理委託量	1.10 t	- t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t

(第4面) - 2

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（金属等を含むもの）	廃PCB等		
自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（金属等を含むもの）	廃PCB等		
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（金属等を含むもの）	廃PCB等		
全処理委託量	182.85 t	0.17 t	- t	- t
優良認定処理業者への処理委託量	182.85 t	0.17 t	- t	- t
再生利用業者への処理委託量	3.66 t	0.01 t	- t	- t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t

(第5面)

		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	廃油	感染性廃棄物
②計画		全処理委託量	18.00 t	0.35 t
		優良認定処理業者への処理委託量	18.00 t	0.35 t
		再生利用業者への処理委託量	1.80 t	- t
		認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
		(今後実施する予定の取組) ・廃油 : 優先的な処理委託の継続 ・感染性廃棄物 : 優先的な処理委託の継続		
電子情報処理組織の使用に関する事項		【前年度(令和4年度)実績】		
		特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		194.39 t
		電子マニフェスト導入済み		
※事務処理欄				

【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(金属等を含むもの)	廃PCB等		
全処理委託量	30.00 t	- t	- t	- t
優良認定処理業者への処理委託量	30.00 t	- t	- t	- t
再生利用業者への処理委託量	0.60 t	- t	- t	- t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
(今後実施する予定の取組) ・汚泥 : 優先的な処理委託の継続 ・廃PCB等 : 廃棄完了				

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハマまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。